

橿原市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月13日（月）午後2時00分から午後2時30分

2. 開催場所 リサイクル館かしはら 1階会議室

3. 出席委員（13名）

1番 安田 宗義（副会長）	2番 吉川 作衛
3番 石井 三智子	4番 蘆村 雅光（副会長）
5番 森田 尚子	6番 森川 千鶴子
7番 福田 茂（副会長）	8番 岡本 和久
9番 中川 眞一	10番 上田 逸朗（会長）
11番 坂口 洋	12番 竹瀬 久晴
13番 堀田 雅三	

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 （3）石井 三智子 （4）蘆村 雅光

第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件

第3 第2号議案 農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件

第4 第3号議案 農地法第5条農地転用許可申請に関する件

第5 報告1 農地法第5条農地転用届出に関する件

第6 報告2 農地法第18条第6項の通知に関する件

その他 農用地利用集積計画に関する件

その他 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件

その他 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に関する件

その他 相続税の納税猶予に係る適格者証明願いに関する件

その他 農地使用貸借に係る解約通知に関する件

その他 農地中間管理事業に係る農地使用貸借契約の解除に関する件

その他 農地中間管理事業に係る農地賃貸借契約の解除に関する件

6. 会議の概要

事務局長

ただ今より、令和6年5月総会を開催いたします。
はじめに、上田会長からご挨拶をお願いいたします。

上田会長

挨拶

議長（上田会長）

委員の皆様方には、お忙しいところご苦労さまです。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。

本日の出席委員は13名であり、法定数に達しておりますので、これより令和6年5月の総会を開会いたします。

それでは、本日の議事日程を事務局から申し上げます。

事務局

議案書の議事日程を朗読

議長

これより日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名については、3番、石井三智子委員、並びに4番、蘆村雅光委員を指名いたします。

議長

日程第2、第1号議案、農地法第3条農地所有権移転許可申請の件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件は1議案5件でございます。

なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等については、小委員会及び地区担当農業委員の方から調査を踏まえ補足説明をお願いいたします。

1番は、譲渡人から譲受人へ贈与による所有権移転申請です。

2番から5番は、譲渡人から譲受人へ売買による所有権移転申請です。

事務局からは以上でございます。

議長

第1号議案は、全て小委員会にかかっております。

なお、1番から5番の説明後、一括で採決したいと思います。

それでは、1 番の現地調査の結果説明を蘆村副会長からお願いします。

蘆村副会長

1 番は、雲梯町***の田、1,495 m²は、市立金橋小学校から南約 100m に位置し、北葛城郡広陵町の** **氏から、**町の** **氏に、親族間で贈与されるものです。小委員会で調査したところ、**氏は、以前から、家族で耕作されており、農作業の経験もあることから耕作能力があると判断し、適当であると思われますのでご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

では、地区担当農業委員の安田副会長さんご説明願います。

安田副会長

ただ今、蘆村副会長からの報告のとおり適当かと思しますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

はい。では 2 番の現地調査の結果説明を、安田副会長からお願いします。

安田副会長

2 番は、田中町***の田、1,603 m²は、私立ともえ学園から北約 250m に位置し、**町の** **氏が、**町の** **氏から売買で譲り受けられるもので、小委員会で調査したところ、**氏は農機具も所有され、耕作能力があることから、適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

地区担当農業委員の石井委員さんご説明願います。

石井委員

ただ今、安田副会長からの報告のとおり適当かと思しますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

はい。次に 3 番の現地調査の結果説明を福田副会長からお願いします。

福田副会長

3 番は、城殿町***の田、1,160 m²は市立畝傍北小学校から南西約 600m に位置し、**町の** **氏が、**町の** **氏から売買で譲り受けられるもので、小委員会で調査したところ、**氏は、以前から、家族で耕作されており、農作業の経験も

あることから耕作能力があると判断し、適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

地区担当農業委員の石井委員さんご説明願います。

石井委員

ただ今、福田副会長からの報告のとおり適当かと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

はい。次に4番の現地調査の結果説明を安田副会長からお願いします。

安田副会長

4番は、城殿町***の田、1,516 m²は、近鉄畝傍御陵前駅から東約300mに位置し、城殿町***の田、1,201 m²は、近鉄畝傍御陵前駅から東約650mに位置し、**町の** **氏、桜井市の** **氏から売買で譲り受けられるもので、小委員会で調査したところ、**氏は、以前から家族で耕作され、農作業の経験もあることから耕作能力があると判断し、適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

では、地区担当農業委員の石井委員さんご説明願います。

石井委員

ただ今、安田副会長からの報告のとおり適当かと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

はい。次に5番の現地調査の結果説明を蘆村副会長からお願いします。

蘆村副会長

5番は、一町***の田、611 m²は、私立新沢小学校から南西約1,200mに位置し、**町の** **氏が、**町の** **氏から売買で譲り受けられるもので、小委員会で調査したところ、**氏は以前から、家族で耕作されており、農作業の経験もあることから耕作能力があると判断し、適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

地区担当農業委員の中川委員さんご説明願います。

中川委員

ただ今、蘆村副会長からの報告のとおり適当かと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

以上で、第1号議案、1番から5番の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明、並びに地区担当農業委員さんからの説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第1号議案、1番から第5番の農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。

よって、第1号議案、1番から5番は許可と決定いたしました。

議長

日程第3、第2号議案、農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件は1議案1件です。

なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等については、小委員会及び地元担当委員の方から調査を踏まえ補足説明をお願いいたします。

議長

第2号議案は小委員会にかかっております。

福田副会長から現地調査の結果説明をお願いします。

福田副会長

1 番は、慈明寺町***の田、1,074 m²で、奈良県広域消防組合消防本部から北東約 500m に位置し、**町の** **氏、**町の** **氏との間で使用貸借の設定をされるもので、小委員会で調査したところ、**氏は、家庭菜園を約 8 年間行ってきた経験があり、退職にあたって、**氏から農機具を借りて指導を受けながら、農業に専念する意向であり、全てを効率的に耕作すると見込まれますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

地元担当委員の森川委員さんご説明願います。

森川委員

ただ今、福田副会長からの報告のとおり適当かと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で第 2 号議案、1 番の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明並びに地元担当委員の説明について質問・意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第 2 号議案の 1 番の農地法第 3 条農地使用貸借権設定許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。

よって、第 2 号議案の 1 番は許可と決定いたしました。

議長

日程第 4、第 3 号議案、農地法第 5 条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第 5 条農地転用許可申請に関する件は 1 議案 3 件です。

1 番は、売買による所有権移転により、青空資材置場として転用したいと申請された

ものです。当該申請地は、大和高田バイパスの近接地で、住宅や公益的施設が連たんしている区域に近接するおおむね10ha未満の区域の第2種農地で、転用可能と考えます。また、周辺農地への影響もないと認められるなど、問題はないと考えます。

2番も、売買による所有権移転により、青空資材置場として転用したいと申請されたものです。農地区分は第2種農地であり、住宅、事業用施設、公共施設または公益的施設が連たんしている区域に近接している区域で、農地の広がり10ha未満の区域で、許可の見込みがあると思われます。

3番は、農家住宅として転用したいと申請されたものです。当該申請地の農地区分は、上下水道管が埋設されている4m以上の道路の沿道にあり、かつ、500m以内に医療施設及びその他の公共施設又は公益的施設があるため、第3種農地であり転用可能と考えます。転用による周辺農地への影響もないと認められ、許可の見込みがあると思われます。事務局からは以上です。

議長

第3号議案、1番は、小委員会にかかっております。

1番は、安田副会長から現地調査の結果説明をお願いします。

安田副会長

1番は、寺田町***の畑、264㎡で、奈良県広域消防組合消防本部から北東約500mに位置しており、**町の** **氏が、**町の** **氏から売買により所有権移転し、自身が営む農機具修理販売店の資材置場として転用したいと申請されたもので、適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

地区担当農業委員の竹瀬委員さんご説明願います。

竹瀬委員

ただ今、安田副会長からの報告のとおり適当かと思しますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、2番を蘆村副会長から、現地調査の結果説明をお願いします。

蘆村副会長

2番は、曾我町***の田、1,103㎡は、市立大成中学校から東約500mに位置しており、**町の** **氏が、横浜市都筑区の** **氏から売買により所有権移転し、青空資材置場として転用するため申請されたものです。

申請地は、数年来の耕作放棄地であり、現地調査の際には、一部仮設物が確認されましたが、撤去可能と思われます。また、農地法の不知による申請遅れについては、小委

員会において、申請人に対して理解を促しました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

地区担当農業委員の竹瀬委員さんご説明願います。

竹瀬委員

ただ今、蘆村副会長からの報告のとおりと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて3番を、福田副会長から、現地調査の結果説明をお願いします。

福田副会長

3番は、城殿町***の田、393㎡で、近鉄畝傍御陵前駅から東約800mに位置しており、**町の** **氏外1名が、同居の祖母の** **氏から使用貸借し、農家住宅として転用したいと申請されたもので、適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

地区担当農業委員の石井委員さんご説明願います。

石井委員

ただ今、福田副会長からの報告のとおり適当かと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で第3号議案、1番から3番の説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明並びに地元担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第3号議案、1番から3番の農地法第5条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。よって、第3号議案、1番から3番は許可相当として、県知事に意見を進達します。

議長

日程第5、報告1、農地法第5条農地転用届出に関する件を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

報告1、農地法第5条農地転用届出に関する件の報告は2件です。

1番、曽我町***の田、325㎡は市立真菅小学校から西約200mに位置しており、**町の** **氏が、**町の** **氏から売買で譲り受け、分譲住宅用地として転用したいと届け出られたものです。地区担当推進委員の葉山委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。令和6年4月5日に受理しております。

2番、四条町***の畑、156㎡は、市立今井小学校から南西約300mに位置しており、葛城市の****が、**町の** **氏から売買で譲り受け、戸建住宅用地として転用したいと届け出られたものです。なお、隣接している農地はございません。令和6年4月5日に受理しております。事務局からは以上です。

議長

以上で報告1の1番及び2番の説明は終わりました。ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思います。いかがですか。

―意見なし―

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。

議長

日程第6、報告2、農地法第18条第6項の通知に関する件を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第18条第6項、農地の賃貸借の合意解約に係る通知に関する件の報告は1件です。1番は、大垣町***の田、968㎡で、賃借人である**町の** **氏と、賃貸人である同じく**町の** **氏との合意解約でございます。令和6年3月27日に受理しております。

なお、当該案件は、後ほど、その他の案件でご審議いただく、農地中間管理事業に係る貸付対象となっておりますことを申し添えます。事務局からは以上です。

議長

以上で報告 2、1 番の説明は終わりました。ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思います。いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。

議長

その他の案件の農用地利用集積計画に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農用地利用集積計画に関する件についてご説明いたします。

1 番は、和田町***の田、922 m²について、高市郡明日香村の** **氏が、* *町の** **氏から、使用貸借により、令和 16 年 6 月末まで 10 年間の利用権設定を受けられるもので、継続によるものでございます。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思います。いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので承認することにいたします。

議長

その他の案件の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件についてご説明いたします。

まず、本案件の議案においての表記について、今回から変更がございますのでご説明いたします。右から 2 列目に「存続期間（終期）」とございます。こちらは、前月まで

は 5 年、10 年等と、使用貸借等の年数を記載しておりました。利用権の存続期間は、終了日は定められておりますが、開始日は、公告日の翌日とされており、いつ公告されるかによって、5 年や 10 年といった年単位の期間に満たない場合がございます。また、計画期間の途中で借受者の変更があった場合等は何年何か月といった端数を含む期間になる場合が多くございます。このような事情に鑑みまして、本議案から、存続期間を、年単位の期間ではなく、存続期間の終期、終了日を記載することに変更させていただいております。

それでは、案件についてご説明いたします。農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件は 9 件です。

1 番、膳夫町***の田、1,157 m²は、**町の** **氏から、なら担い手・農地サポートセンターが利用権の設定を受けるもので、使用貸借期間は令和 16 年 5 月 31 日までです。集積計画決定後の借受者は、**町の** **氏です。

以下全て同様でございますが、2 番及び 3 番の使用貸借期間は令和 16 年 5 月 31 日まで、4 番から 9 番の使用貸借期間は令和 16 年 6 月 30 日までで、借受者はそれぞれ記載のとおりでございます。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思います。いかがですか。

―意見なし―

議長

意見なしとの事ですので、承認することにいたします。

議長

その他の案件の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に関する件は 2 件です。

なら担い手・農地サポートセンターが農地中間管理権を取得した農地について、借受者の選定が行われましたので、農用地利用集積等促進計画案の作成に当たり、意見を求められているものでございます。

1 番、南山町***の田、1,031 m²は、令和 3 年 10 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日まで、**町の** **氏から、なら担い手・農地サポートセンターを介して別の受け手が使用貸借権を得ていましたが、借受予定者である**町の** **氏に権利移転をする案で、借受期間は、県の認可公告日から令和 9 年 1 月 31 日まででございます。

2 番、川西町***の田、1,233 m²は、令和元年 12 月 18 日から令和 11 年 12 月 31

日まで、**町の** **氏から、なら担い手・農地サポートセンターを介して別の受け手が使用貸借権を得ていましたが、借受予定者である**町の** **氏に権利移転をする案で、借受期間は、令和11年12月31日まででございます。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

―意見なし―

議長

意見なしとの事ですので、承認することにいたします。

議長

その他の案件の相続税の納税猶予に係る適格者証明に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

相続税の納税猶予に係る適格者証明に関する件は1件です。

1番は、**町の** **氏が令和5年9月20日死亡により、子の** **氏が膳夫町***の田、918㎡外3筆を相続されたことから、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの申請がありました。当該4筆の農地は、中間管理事業による特定貸付けが設定されており、相続後も引き続き、借受者による農業経営が行われるものでございます。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思います。いかがですか。

―意見なし―

議長

意見なしとの事ですので、承認することにいたします。

議長

その他の案件の農地使用貸借に係る解約通知に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地貸借に係る解約通知に関する件の報告は1件です。

1番は、一町***の田、1,609㎡は、農地法第3条の規定による使用貸借権が、借受人である**町の** **氏と貸付人である**町の** **氏外2名との間で解約されました。令和6年4月22日付けで通知を受けております。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思います。いかがですか。

—意見なし—

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりといたします。

議長

次に、その他の案件の農地中間管理事業に係る農地使用貸借契約の解除に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

中間管理事業に係る農地使用貸借契約の解除に関する件は5件です。

なら担い手・農地サポートセンターが中間管理権を取得した農地であって、サポートセンターと耕作者との契約が解約となった場合、サポートセンターが新たな耕作者を捜します。一定期間内に新たな耕作者が見つからなかった場合、従来は書面による合意解約により地権者に農地を返還する手続きを取ってこられましたが、このたび、令和6年4月から、機構法の規定に基づき、知事の承認を受けて、賃貸借、使用貸借を解除し、地権者に農地が返還されることとなりました。一定期間とは、令和3年度以前の契約分は2年間、令和4年度、5年度の契約分は1年間、令和6年度以降の契約分は6か月間で、この期間内に新たな耕作者が見つからなかった場合には、サポートセンターが地権者に口頭で同意を得たうえで、契約解除の手続きとなります。

農地使用貸借契約について、このような契約解除の手続きが取られたものが5件ございましたので報告します。

1番、一町***の田、1,089㎡は、なら担い手農地サポートセンターと、貸人**町の** **氏との使用貸借契約が、令和6年4月17日付けで解除されています。以下全て同様で、2番、観音寺町***の田、2,165㎡及び同町***の田、668㎡の貸人は**町の** **氏、3番、曲川町4丁目***の田1,074㎡の貸人は**町の** **氏、4番、曲川町4丁目***の田793㎡及び同町4丁目***の田690㎡の貸人は大和高田市の** **氏、5番、曲川町4丁目***の田、800㎡の貸人は曲川町1丁目の** **氏で、全て令和6年4月17日付けで解除されています。

事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思います。いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。

議長

次に、その他の案件の農地中間管理事業に係る農地賃貸借契約の解除に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

中間管理事業に係る農地賃貸借契約の解除に関する件は1件です。

1番は、観音寺町***の田、1,097㎡は、なら担い手農地サポートセンターと、貸人**町の** **氏との賃貸借契約が、令和6年4月17日付けで解除されました。

事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思います。いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。

議長

以上で、本総会に提出された案件は全て議了いたしました。

委員各位には、慎重なご審議ありがとうございました。

これをもって、5月の農業委員会総会を閉会いたします。